

尼崎の森中央緑地

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
1	管理水準書 9 ページ「第 4 節 樹林育成管理」	9 ページ「第 4 節 樹林育成管理」について 灌水、除草、間伐等による適切な樹林育成管理を行うこと。実施に当たっては県民及び企業の参画を得ながら実施すること。参画と協働での実施が困難な場合には、指定管理者が実施すること。 適用範囲：樹林育成管理図（資料編 P. 11）参照 ・第 1 工区：約 4,900 m² ・第 2 工区：約 29,150 m² 質問 第 1 工区および第 2 工区においては、多くの樹木が既に大きく成長しており、間伐の実施については参画と協働での実施が難しい状況となっています。全域に適切な間伐を行うとなると相当な作業量が見込まれますが、指定管理者が全域の間伐を実施することが求められるのでしょうか。	指定管理者に対して、参画と協働での実施可能範囲や間伐の必要性も含めて、管理範囲内の適切な樹林育成管理を求めている、毎年全域の間伐を求めるものではありません。
2	管理水準書 10 ページ「4.4 樹 林育成管理」	10 ページ「4.4 樹林育成管理」について 樹林育成管理の実施にあたっては、エリアごとの樹林育成管理計画を策定し、この計画に基づき適切な作業を実施すること。 質問 「エリアごと」とは、どのような区分を意味しているのか具体的にご教示ください。	管理水準書（資料編）P11 に記載の樹林育成管理図の区分となります。
3	管理水準書 10 ページ「5.2 み なの花野管理に おける留意事項」	10 ページ「5.2 みなの花野管理における留意事項」について 生物多様性の森づくりの取り組みの一環として、みなの花野において、イシガメを飼育している。指定管理者は、県の指導のもと、協力して、イシガメの成長に合わせた適切な飼育を行う。 質問 「県の指導のもと」とは、具体的にどのような内容の指導を想定しているのか。また、その指導に基づき、イシガメ飼育において指定管理者に求められる管理目的や役割はどのように位置づけられているのか、ご教示ください。	イシガメは本公園の生物多様性確保、魅力向上を目的に導入されており、指定管理者には目的に合致するよう飼育や PR を求めるものです。 現在の県の指導としては、生態系に影響しかねない過剰な繁殖や意図しない公園外への移動を防ぐ、他の動物から守るための対策等があります。
4	管理水準書 25 ページ	25 ページ 10 行目に「環境学習資料※」との記載がありますが、この注釈について説明する記載が見当たりません。 この注釈を説明する記載をご提示ください。	管理水準書 P34 に記載の「環境学習教材」となります。注釈について修正します。

5	資料集 P2 ●年度毎の 基準価格 管理水準書	① 人件費・物価の急激な上昇が続く昨今において、基準価格の合計が前回公募時よりも減額された理由をお聞かせください。 ② 魅力アップ事業について、複数資料に記載がありますが、結局、管理運営業務・魅力アップ事業・魅力アップ事業(市から追加があった場合に実施)でどう振り分けられたのかがわかりません。具体的にお示してください。 また、前回公募の魅力アップ事業が管理運営業務に移ったことにより、基準額についても移動があったと推察します。魅力アップ事業から管理運営業務に移動した金額もお示してください。 (各資料の該当ページと捉え方) 管理水準書 P25-27 ⇒魅力アップの文言がないため、環境学習事業(親子向け環境体験イベントの開催を含む)は管理運営業務と捉えられる。 管理水準書(資料編)P17⇒環境学習事業のうち、尼崎の森ファミリークラブ(管理水準書の環境体験プログラム3?)・環境体験学習(管理水準書の項目不明)については魅力アップ事業と捉えられる。 資料集 P9 ⇒集客対策業務、環境学習事業のうちマニュアルの更新・環境学習補サポーター(ボランティア)養成・親子向け環境体験イベントの開催、については魅力アップ事業(市から追加があった場合に実施)と捉えられる。	①前回公募と比較し、管理運営業務の基準額は上昇し、魅力アップ事業の基準額は減少し、合計の基準額が減額となっています。理由は前回公募時の魅力アップ事業の内容を一部管理運営業務に移行し、その他は市との調整のうえ追加の場合実施とし、実施内容を縮小したためです。 ②個別業務ごとの金額の公開は各事業者の提案を狭めかねないため公開いたしません。 振り分けに関して、管理水準書で魅力アップ事業を説明しているのはP33 3.2のみであり、その他に管理水準書で示している事業は全て管理運営業務としています。 また、管理水準書(資料編)P17で示している活動のうち、魅力アップ事業に関するものは実施主体の欄に(魅力アップ事業)と明記しており、その他の活動は全て管理運営業務と示しています。
6	管理水準書 P28 7 その他	①「7.1 報告書の作成」の報告の対象となる事業は、具体的にどの事業でしょうか。 また、34 ページの報告とは別途報告をするのでしょうか。 ②「7.2 本業務について」の「本業務」とは、どの事業を指すのでしょうか。 また、(5)に「本編 P.33 に記載のとおり」とありますが、どの部分を指すのでしょうか。	「7.1 報告書の作成」「7.2 本業務について」の対象は管理水準書 P33「3.2 魅力アップ事業等」となります。記載位置と内容に齟齬がありましたので修正します。詳細は別途変更対比表をご確認ください。 34 ページの報告と魅力アップ事業の報告は別となります。